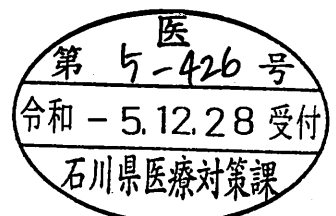


事業報告書			
医療法人登録番号		00426	
報告期間	自	令和4年10月1日	
	至	令和5年9月30日	
1 事業報告書の概要			
(1) 名称	名称	医療法人社団明輝太陽会	
	分類①	社団（出資持分なし）	
	分類②	その他	
	分類③	基金制度採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	石川県
	市区町村	小松市	
	町名・番地	吉竹町4丁目222番地	
	建物名		
		従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日	平成26年3月19日	
(4) 設立登記年月日	平成26年4月25日		
(5) 理事長の氏名	姓	朝井	
	名	靖彦	
役員及び評議員の人数		5	
役員及び評議員		記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら		
(2) 附帯業務	記載はこちら		
(3) 収益業務	記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		
(9) その他	記載はこちら		



事業報告書

1-(2) 従たる事務所の所在地

[illegible]

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

[illegible]

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

[illegible]

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書

2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

[illegible]

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和4年11月23日	令和3年決算の決定
令和5年9月22日	令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えない。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

[illegible]

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機器価

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機関の分化・連携に資する医療連携を行っており、

かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

乳

医療機関名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	
なし				

注

1. 医療機関側が購入する医療法人は、医療機関側の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関側、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は償還証書の写しの添付に代えても差し支えない。

[illegible][illegible]

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

[illegible]

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人社団 明輝太陽会

※医療法人整理番号

00426

所在地 石川県小松市吉竹町4丁目222番地

財 産 目 録

(令和 5年 9月30日現在)

1. 資 産 額	75,989 千円
2. 負 債 額	26,651 千円
3. 純 資 産 額	49,338 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	28,834
B 固 定 資 産	47,155
C 資 産 合 計 (A + B)	75,989
D 負 債 合 計	26,651
E 純 資 産 (C - D)	49,338

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 明輝太陽会
所在地 石川県小松市吉竹町4丁目2番地

※医療法人整理番号 00426

貸借対照表
令和5年9月30日 現在

(単位: 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	28,834	I 流動負債	6,416
II 固定資産	47,155	II 固定負債	20,234
1 有形固定資産	21,205	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	2,584	負債合計	26,651
3 その他の資産	23,364	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科目	金額
		I 基金	0
		II 積立金	49,338
		(うち代替基金)	9,000
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	49,338
資産合計	75,989	負債・純資産合計	75,989

(注) 1. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人社団明輝太陽会
所在地 石川県小松市吉竹町4丁目222番地

医療法人整理番号	00426
----------	-------

損 益 計 算 書
自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			116,191
2 事業費用			116,569
	本来業務事業損失		378
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
	附帯業務事業利益		0
	事業損失		378
II 事業外収益			729
III 事業外費用			92
	経常利益		259
IV 特別利益			101
V 特別損失			0
	税引前当期純利益		360
	法人税等		71
	当期純利益		289

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。
2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

様式5

法人名 医療法人社団 明輝太陽会

所在地 石川県小松市吉竹町4丁目22番地

※医療法人整理番号 00426

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団明輝太陽会

理事長 朝井 靖彦 殿

私（注１）は、医療法人社団明輝太陽会の令和４会計年度（令和４年１０月１日から令和５年９月３０日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- （１）事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （２）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （３）計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （４）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 ５年１１月２０日

医療法人社団明輝太陽会

監事 竹松 英二

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。